

公益財団法人 福井県スポーツ協会 表彰規程細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益財団法人福井県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候 補 者)

第2条 規程第1条および第2条に該当し候補者として推薦される者は、倫理を重んじつつ品位と名誉を保ち、本会定款および諸規程ならびに関係競技規則等を遵守し、他の模範とならなければならない。

2 候補者を推薦するときは、定められた日までに本会会長あて関係書類を提出しなければならない。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、原則として1月に行う。また、必要があるときは、別途行うことができる。

(受賞の取消)

第4条 この規程により賞を授与された者で第2条に反するなど、その体面を汚す行為があったときは、表彰を取り消すことがある。

(表彰の基準)

第5条 規程第2条の表彰は、次の各号による。

(1) スポーツ功労者賞

県スポーツ協会または加盟団体の役員として、次に該当する者であること。推薦人員は、各団体1名または2名程度とし、この表彰は1回限りとする。

ア. 県スポーツ協会または、加盟団体の発展のため、役員として10年以上在職し、その功績が顕著な者。

イ. 候補者の年齢は55歳以上とし、年齢の起算は当該年度の4月1日とする。

(2) スポーツ功労団体賞

県スポーツ協会または、加盟団体の発展のために長年尽力し、功績が顕著な団体のうちから県スポーツ協会総務企画委員会が推薦する。この表彰は1回限りとする。

(3) 優秀選手賞

福井県民または、県スポーツ協会加盟団体登録者および県内高等学校出身の大学生で、次のいずれかに該当する者。

ア. 全国高校総体、各種目総合選手権大会およびこれに準ずる大会に出場して、2位以上または日本記録を樹立した者。

イ. 世界選手権、ユニバーシアード、アジア大会およびこれに準ずる大会に出場した者。

ウ. 前項のア. イ. に準ずる者。

(4) 優秀指導者賞

前項(3)の優秀選手を育成した指導者に授与する。この表彰は1回限りとする。

(5) 国民体育大会賞

その年度の国民体育大会で天皇杯および皇后杯得点に貢献した競技団体、監督、選手に授与する。

(6) 特別表彰

本県のスポーツ振興に長年にわたって尽力し、特に顕著な功績を残し、次のいずれかに該当する者のうちから総務企画委員会が推薦する。

ア. 県スポーツ協会および加盟団体の主要役員として長年にわたって当該団体の発展のために尽力し、功績が顕著であって、次に該当する者。

- ・理事長(専務理事)以上を通算20年以上勤め、実務経験豊富で功績多大な者。
- ・国体に、本部役員、監督、選手として通算20年以上出場した者。

イ. 県スポーツ協会および加盟団体の発展のために尽力し、組織的・継続的活動実績が豊富で功績が特に顕著な団体。

ウ. 競技者として長年活躍し、多くの競技成績を残すなど、その競技の振興に功績が特に顕著であって、次に該当する者。

- ・全国大会優勝通算3回以上を達成した選手やチーム。
- ・国体入賞通算10回以上を達成した選手やチーム。

エ. 指導者として長年にわたって多くの競技者を育成し、多くの競技成績を残すなど、その競技の振興に顕著な功績があつて、上記ウ. の選手やチームを育成した指導者。

オ. オリンピックに出場または世界記録を樹立した者。